

新旧対照表

箱根町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

(案内標識及び警戒標識の寸法の特例)

第4条（略）

2 前項に規定する町道に設置する「駐車場」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路((118の5-A・B))」及び「まわり道((120-A))」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては図示の寸法(前項に規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の図示の寸法)の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。

3・4（略）

(特定の案内標識の文字等の大きさ)

第6条 町道に設置する案内標識で、「入口の方向」、「入口の予告」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「著名地点((114-B))」、「非常電話」、「待避所」、「非常駐車帯」、「駐車場」、「登坂車線」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路((118の5-A・B))」、「道路の通称名」及び「まわり道」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、町道の設計速度(道路の設計の基礎とする自動車の速度をいう。)に応じ、次の表の右欄に掲げる値(ローマ字にあっては、その2分の1の値)を基準とする。ただし、必要がある場合にあっては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。

設計速度(単位 キロメートル毎時)	文字の大きさ(単位 センチメートル)
70以上	30
40、50又は60	20
30以下	10

2~5（略）

旧（改正前）

(案内標識及び警戒標識の寸法の特例)

第4条（略）

2 前項に規定する町道に設置する「駐車場」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路((118の4-A・B))」及び「まわり道((120-A))」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては図示の寸法(前項に規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の図示の寸法)の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。

3・4（略）

(特定の案内標識の文字等の大きさ)

第6条 町道に設置する案内標識で、「入口の方向」、「入口の予告」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「著名地点((114-B))」、「非常電話」、「待避所」、「非常駐車帯」、「駐車場」、「登坂車線」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路((118の4-A・B))」、「道路の通称名」及び「まわり道」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、町道の設計速度(道路の設計の基礎とする自動車の速度をいう。)に応じ、次の表の右欄に掲げる値(ローマ字にあっては、その2分の1の値)を基準とする。ただし、必要がある場合にあっては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。

設計速度(単位 キロメートル毎時)	文字の大きさ(単位 センチメートル)
70以上	30
40、50又は60	20
30以下	10

2~5（略）

新（改正後）

(案内標識及び警戒標識の縁等の太さ)

第7条 町道に設置する案内標識の縁は、「待避所」、「駐車場」及びまわり道((120-B))」を表示するものについては9ミリメートル、「総重量限度緩和指定道路」及び「高さ限度緩和指定道路((118の5-A・B))」を表示するものについては16ミリメートル、「登坂車線」を表示するものについては10ミリメートル、「道路の通称名」を表示するものについては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さを基準とし、案内標識の縁線及び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さを基準とする。

2 (略)

旧（改正前）

（案内標識及び警戒標識の縁等の太さ）

第7条 町道に設置する案内標識の縁は、「待避所」、「駐車場」及びまわり道((120-B))」を表示するものについては9ミリメートル、「総重量限度緩和指定道路」及び「高さ限度緩和指定道路((118の4-A・B))」を表示するものについては16ミリメートル、「登坂車線」を表示するものについては10ミリメートル、「道路の通称名」を表示するものについては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さを基準とし、案内標識の縁線及び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さを基準とする。

2 (略)